



児童虐待防止推進月間

～毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です～

「さしのべた その手がこどもの 命綱」

○ 児童虐待とは…

保護者がその監護する児童について行う次のような行為を言います。

身体的虐待

- * 首を絞める、殴る、蹴る
- * 熱湯をかける、濡れさせる
- * やけどを負わせる
- * 冬場に戸外に閉め出す
- * タバコの火を押しつける
- * 激しく揺さぶる など



性的虐待

- * 子どもにわいせつな行為をする、又はさせる
- * 性器を触る又は触らせる
- * 児童ポルノの被写体にする
- * 性的行為を強要する など



- * 適切な食事を与えない
- * 衣服や室内を長期間酷く不衛生なままにする
- * 車内や家に置き去りにする など



- * 言葉による脅し
- * 兄弟間の差別的な扱い
- * 子どもの心を傷つけるような言動を繰り返す
- * 子どもの前で家族に暴力を繰り返す など



ネグレクト(怠慢又は拒否)

心理的虐待

○ 「虐待かも…」と思ったら、すぐお電話を!

児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

* その他、市又は、宇部警察署(22-0110)へ

緊急の場合は

110番!

連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。